

平成 27 年

10 月 1 日 から 林退共の 制度が一部変わります

中小企業退職金共済法施行令の一部が改正され、平成 27 年 10 月 1 日から施行されることに伴い林退共の制度が下記のとおり変更されます。

1. 予定運用利回りが現行の 0.7% から 0.5% に変更されることに伴い退職金が改定されます。
ただし、9 月までに納付された掛金は、従来通りの予定運用利回りが適用されます。
2. 掛金日額を **460円 から 470円** に改定いたします。
(従前の退職金の給付水準を確保するため、掛金日額の改定をお願いするものです。)

退職金は次のように変更になります！

| 掛金納付年数(月数) | 新 | 旧 |
|------------|-------------|-------------|
| | 退職金額 (470円) | 退職金額 (460円) |
| 2年 (24月) | 191,760円 | 187,680円 |
| 5年 (60月) | 482,437円 | 473,267円 |
| 10年 (120月) | 990,601円 | 978,361円 |
| 15年 (180月) | 1,532,323円 | 1,508,322円 |
| 20年 (240月) | 2,086,030円 | 2,059,945円 |
| 25年 (300月) | 2,646,528円 | 2,630,883円 |
| 30年 (360月) | 3,213,179円 | 3,208,781円 |

(新退職金額は平成27年10月から掛金日額470円ではじめた人の場合です。)

3. 共済証紙の様式が変わります。

新証紙は 10 月 1 日以降金融機関で購入して下さい。

※現在の証紙は 10 月 1 日以降販売いたしませんので、9 月までの就労分については 9 月中に購入して下さい。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

林業退職金共済事業本部

●お問い合わせ…… 林退共本部 TEL03(6731)2887 FAX03(6731)2890

各都道府県支部(林退共ホームページをご確認下さい) <http://www.rintaikyo.taisyokukin.go.jp/>

制度改正に伴う手続き

1 27年10月1日以降の就労分から新しい共済証紙を貼付して下さい。

27年10月1日以降働いた分から「青色:二本の苗木と森林の図柄」の新証紙を共済手帳に貼って下さい。

●新証紙見本（実物大）



【1日券】470円



【10日券】4,700円

(注)
実物は青色で印刷されています。

2 旧証紙は新証紙と交換して下さい。

「現行460円証紙に限り、470円証紙と交換することができます。」

(交換期間)

(取扱い窓口)

○平成27年10月1日～平成27年12月末日

金融機関（代理店）

※「共済契約者証」を金融機関の窓口で必ずご提示下さい。

○平成28年1月1日～平成28年9月末日

林退共事業本部

※林退共事業本部による交換手続きについては、差額金の徴収はいたしませんので、端数切捨てになりますことをご留意願います。

新証紙枚数と差額金の計算方法

◇計算方法

新証紙枚数 = 旧証紙枚数に $\frac{460}{470}$ を乗じて得た数の小数点以下を切り上げた整数

差 額 金

1日券 = (470円 × 新証紙枚数) - (460円 × 旧証紙枚数)

10日券 = (4,700円 × ") - (4,600円 × ")

◇旧証紙182枚を持参した場合の計算例

(旧証紙)

新証紙枚数 182枚 × $\frac{460}{470}$ = 178.1276 ≈ 179枚

差 額 金 (470円 × 179枚) - (460円 × 182枚) = 410円

3 共済手帳はそのままお使い下さい。

平成27年9月末日までに発行した共済手帳については、引き続き使用しますので、9月末日までの就労分については旧証紙を貼り、10月1日以降の就労分については新証紙を貼って下さい。